

介護予防支援 中野区本町地域包括支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ケアネットが開設する中野区本町地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援1又は要支援2状態にある高齢者に対し、適正な指定予防介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 二 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 三 事業の実施にあたっては、関係区、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 中野区本町地域包括支援センター
 - 二 所在地 東京都中野区本町5-10-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名（常勤。担当職員及び地域包括支援センターの管理者を兼務）
管理者は、事業所の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 担当職員
常勤職員 3名以上（地域包括支援センター職員を兼務）
非常勤職員 若干名
担当職員は、指定予防介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から31日、1月2日、3日を除く。
 - 二 営業時間 月曜～土曜 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号)第29条から第31条の規定に従って実施する。
- 二 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内又は利用者の居宅とする。
- 三 担当職員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の生活課題や健康状態等を把握するとともに、その置かれている状況等を考慮し、利用者及びその家族の意向を踏まえて、サービスの目標、その達成時期及びサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。
- 四 サービス担当者会議について
 - ① 介護予防サービス計画を作成するにあたっては、サービス担当者会議の開催により、専門的意見の聴取を行い、目標の共有化、役割分担、支援方策を確認する。
 - ② 開催場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は利用者の居宅とする。
- 五 担当職員は、介護予防サービス計画の内容及び利用料等について、利用者及びその家族等に説明して文書で同意を得て、介護予防サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付するものとする。
- 六 担当職員は、指定介護予防サービス事業所等に対し、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を月に1回以上聴取する。
- 七 担当職員は、サービスの提供を開始する月、その翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービス評価期間が終了する月、並びに利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅を訪問し、面接(以下「モニタリング」という。)する。
- 八 利用者の居宅を訪問しない月は、可能な限り指定介護予防サービス事業者を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない時は電話等により連絡する。
- 九 担当職員は、少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 十 担当職員は、利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じた介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行う。

(業務の委託)

第7条 事業所は、利用者の同意を得た上で、指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用料その他の費用の額等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者から利用料を徴収しない。

- 二 利用者より第9条に規定する通常の事業実施地域以外への訪問を要請された時は、交通費実費相当額をあらかじめ利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得た上で徴収する。
- 三 事業所で作成する利用者に対する介護予防支援の実施についての記録(その完結から2年間保管)を利用者もしくは代理人の請求により、その複写物を交付する際は、その複写に際しての実費相当額を利用者から徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、中野区 弥生町1丁目1～37番、38番11～23号、40～60番、弥生町2丁目1～35番、36番1～6,10～15号、37番1～4,5(一部),6～8,9(一部),10～15,38,39番、40番1～3,9～13号、41番1～6,10～21号、42番、本町1丁目1～12番、13番1～7,8(一部)号、15番1～6,25号、16～30番、本町2丁目1～45,52,53番、本町3丁目1～26番、本町4丁目1～4,6～48番、本町5・6丁目全域、中央3丁目30～36番、中央4丁目1～5番、6番1～12,17～29号、7～10番、中央5丁目1～19番、20番1～6,7(一部)号、13～15号、21番6～15号、27番1～13,25～34号、の区域とする。

(その他運営についての重要事項)

第10条 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ケアネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月15日から変更し、施行する。

この規程は、平成26年4月1日から変更し、施行する。

この規程は、平成29年4月1日から変更し、施行する。

この規程は、平成30年4月1日から変更し、施行する。

この規定は、令和2年4月1日から変更し、施行する。